

# 酒税法の特例

## ～単式蒸留焼酎等の製造免許要件の緩和～

(特産酒類の製造事業(構造特区) 構造改革特別区域法第26条)

### 特例措置前

○酒類の製造免許は、年間の製造見込数量が最低製造数量以上でなければ受けることができない。

(規制の根拠) 酒税法第7条(抜粋)

第7条 酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。

2 酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に定める数量に達しない場合には、受けることができない。

～各号に酒類の品目ごとの最低製造数量を規定～

### ニーズ

○地域の特産物を原料とした酒類を少量から製造できるようにすることにより、特産酒類の提供・販売を通じて地域活性化を図りたい。

### 特例措置

○地域の特産物を原料とした酒類を製造する場合、製造免許の要件である最低製造数量基準について、一定の要件の下、単式蒸留焼酎及び原料用アルコールは適用せず、果実酒及びリキュールは引き下げる。

#### 本則



単式蒸留焼酎  
原料用アルコール  
果実酒  
リキュール

#### 最低製造数量基準

10 kℓ

6 kℓ

#### 特区



地域の特産物<sup>※</sup>を  
原料として製造  
※地方公共団体の長が指定

単式蒸留焼酎  
原料用アルコール

果実酒

リキュール

適用なし

2 kℓに緩和

1 kℓに緩和

### 効果

○農業・漁業の6次産業化、地域ブランドの創出、雇用の拡大・交流人口の増加が図れる。